



信濃町・長野県生活困窮世帯 緊急支援金（3万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税所得割非課税（均等割のみ課税）世帯や令和4年1月から12月までの間に家計急変のあった世帯を支援するために長野県及び信濃町で独自に支援金を支給します（1世帯あたり3万円）。
- 住民税非課税世帯等への国給付金（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金／1世帯あたり5万円）の支給対象世帯には支給されません。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

支援金の支給額

1世帯あたり **3万円**

支援金の支給時期

信濃町が確認書(または申請書)を受理後、順次支給します。

支給対象と申請の有無

世帯全員の令和4年度
「住民税所得割非課税」の世帯

確認書が届くので、中身を確認して返信してください。

対象見込世帯へ令和5年1月6日に確認書を送付しました。

**令和5年2月28日（必着）までに
信濃町へ返信してください。**

※上記期日を過ぎますと支給できませんのでご注意ください。

令和4年1月～12月の収入が減少し
「住民税所得割非課税相当」
の収入となった世帯(家計急変世帯)

申請が必要です

**申請期間：令和5年1月10日（火）
～令和5年2月28日（火）**

**※事前に町住民福祉課へご連絡の上、
申請の手続きをお願いします。**

※上記期日を過ぎますと支給できませんのでご注意ください。

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

支給対象と支給手続き

I 令和4年度住民税所得割非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象見込世帯には、令和5年1月6日に「確認書」を送付しました。
- 中身を確認して、信濃町に返信してください。

【確認事項】

- ①記載された支援金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税所得割が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- ③国給付金（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）の対象ではないこと

世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請を希望する場合は、事前に町住民福祉課へご連絡の上、申請の手続きをお願いします。

Ⅲ 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税所得割非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税所得割非課税相当：世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村民税所得割非課税水準以下（下表参照）であることを指します。

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請を希望する場合は、事前に町住民福祉課へご連絡の上、申請の手続きをお願いします。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

☆市町村民税所得割非課税水準収入相当額は下記のとおりです。

扶養している親族の状況	所得割非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がない場合	100.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	170.3万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	221.5万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	271.5万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	321.5万円